

## 平成29年10月定例農業委員会議事録

(開会 10月25日(水) 午前9時

(欠席委員)近藤(雅)委員、加藤委員

(事務局出席者)原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから10月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、近藤(雅)委員、加藤委員から本日会議を欠席する旨の届け出を受けております。

本日の出席農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は7名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

8番、近藤(元)委員、9番、深谷(明)委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

### 【議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、苧生の件につきまして、地元の小河委員から御意見を願います。

小河委員：申請地は周辺が住宅に囲まれており、農地としては、手狭なところを今後、駐車場として活用するということですので、特に問題ないと思えます。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第25号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、本日の出席委員に関する議案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができません。該当する番号4の事案となりましたら退席いただきますのでよろしくお願ひします。

先に関係しない番号1から番号3について説明、審議いたします。

それでは、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、番号1から番号3について事務局から説明を求めます。

【議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見を願ひします。

酒井委員：土地に関しては申請者の母親の名義です。長男は現在、両親と同居している自宅を去年建てており、今回は次男の分家という形で申請が出ています。場所につきましては、周りは住宅整備されていまして、側溝と道路も立派なものがありますので、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願ひします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願ひします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、明知上の件につきまして、地元の深谷(明)委員から御意見ををお願いします。

深谷委員：先日、区長とともに現地確認をしてきまして、現状、畑ということで、少し高台ではありますが、排水については問題ないと思います。また、周辺農地の影響につきましても、隣が父親ということで、問題はないと思います。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、番号2について採決をとります。番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号3、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：申請者が分家住宅を父親所有の宅地に計画されたわけですが、その県道沿いの進入路部分が渡し人の所有する農地であったということで、転用するという内容でございますので、特に問題ないと思います。なお、地元の土地利用審査会においても問題ないという判断をいただいております。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、番号3について採決をとります。番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号3について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号4につきましては、議事参与の制限に該当する委員がいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、番号4について、事務局から説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：それでは、番号4、東山の件につきまして、地元の高橋委員から御意見ををお願いします。

高橋委員：先日、区長と私で現地確認してまいりまして、一部に柿の木が植えてあり、きれいに管理されておりました。特に問題ないと思いますので、御審議をよろしくをお願いします。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：この地域は農業集落排水を持っていると思いますが、申請者は浄化槽を設置するということでしょうか。

議 長：事務局、お願いします。

事務局：失礼します。確かに集落排水があり、三好池外周に面している住宅につきましては集落排水に接続されています。ただ、こちらの申請地につきましては、かなり高低差があるものですから、接続ができないということで下水道課と協議しまして、地域も排水については、浄化槽で排水することに支障ないということで判断させていただきましたので、今回の申請になっております。以上です。

議 長：それでは、意見がないようでありますので、番号4について採決をとります。番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号4について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員退席)

《採決結果：議案第26号 全員賛成4件》

議長：続きまして、議案第27号、相続税の納税猶予に係る証明について、事務局から説明を求めます。

【議案第27号、相続税の納税猶予に係る証明について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、福田、三好下の件につきまして、地元の酒井委員、野々山委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：現地を確認しまして、継続ということで、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

野々山委員：現地を確認しましたが、周辺の農地と同じように水稻を作付されていて、稲刈りも終わった後でしたので、非常によく管理されているなど思いました。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言を申し上げます。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第27号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第28号、農用地利用集積計画の決定について、事

務局から説明を求めます。

【議案第28号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第28号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問に移ります。諮問第4号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第4号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：中間管理機構を通した申し出の中で、借り手が決まった際に、貸し手が断ることは出来るのでしょうか。

事務局：失礼します。中間管理機構に貸し付け希望を上げられますと、白紙委任のような形態になりますので、そこで拒むことは基本的にできないというような状況でありますので、今回の土地については事前にこちらの申請地の場合についても主な担い手さんを中心に、借り受けを打

診して、手が挙がらなかった状況なので、やむを得ず中間管理機構に移っていただいたというのが実情でございますので、今後もそういった方向で行きたいと思っております。

林委員：今回の借り手は現在耕作している他の農地の状況で、どこかから苦情が出ている案件はありますか。

事務局：失礼します。以前は臭いが問題になったということで、事務局のほうでも把握しています。ただ、ここ数年間の間につきましては、そのような苦情等があるということは、ほとんどありません。のり面の草刈りについては、ほかの農地と比べて管理状況が悪いということは若干お話をいただくものですから、今回の借り手と継続して協議をさせていただいているところですが、人手も少なく、年に数回しかできない状況でありますので、所有者さんと、借り手と協議をして回数を増やしていただけるように対応をしているところです。

増岡委員：今回の借り手の方が以前耕作していた農地を現在借りて耕作していますが、酸が強くなってしまい、作物が育ちませんでしたので、あまりいいものではないと感じております。

議長：その他にはありませんか。

塚崎委員：今回の申請地で現在荒れている農地もありますが、契約開始までの管理はどうなりますか。

事務局：その件につきましては、現在、所有者及び、借り手の方と協議をいたしまして、現状を解消して下さるように話をさせていただいている状況でございます。

議長：その他にはありませんか。それでは、他に御意見等がないようでありますので、本件につきまして、一括して採決します。

計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい、ありがとうございます。賛成多数により、諮問第4号について適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第4号 賛成1件》

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

1 平成29年10月分の農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ないようでありますので、以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。  
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。  
その他事項につきまして、事務局から説明をさせていただきますので、お願いいたします。

- 1 産業フェスタみよしの協力依頼について
- 2 11月の農業委員会の開催時間について

事務局：よろしければ、以上をもちまして、10月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前10時05分)